

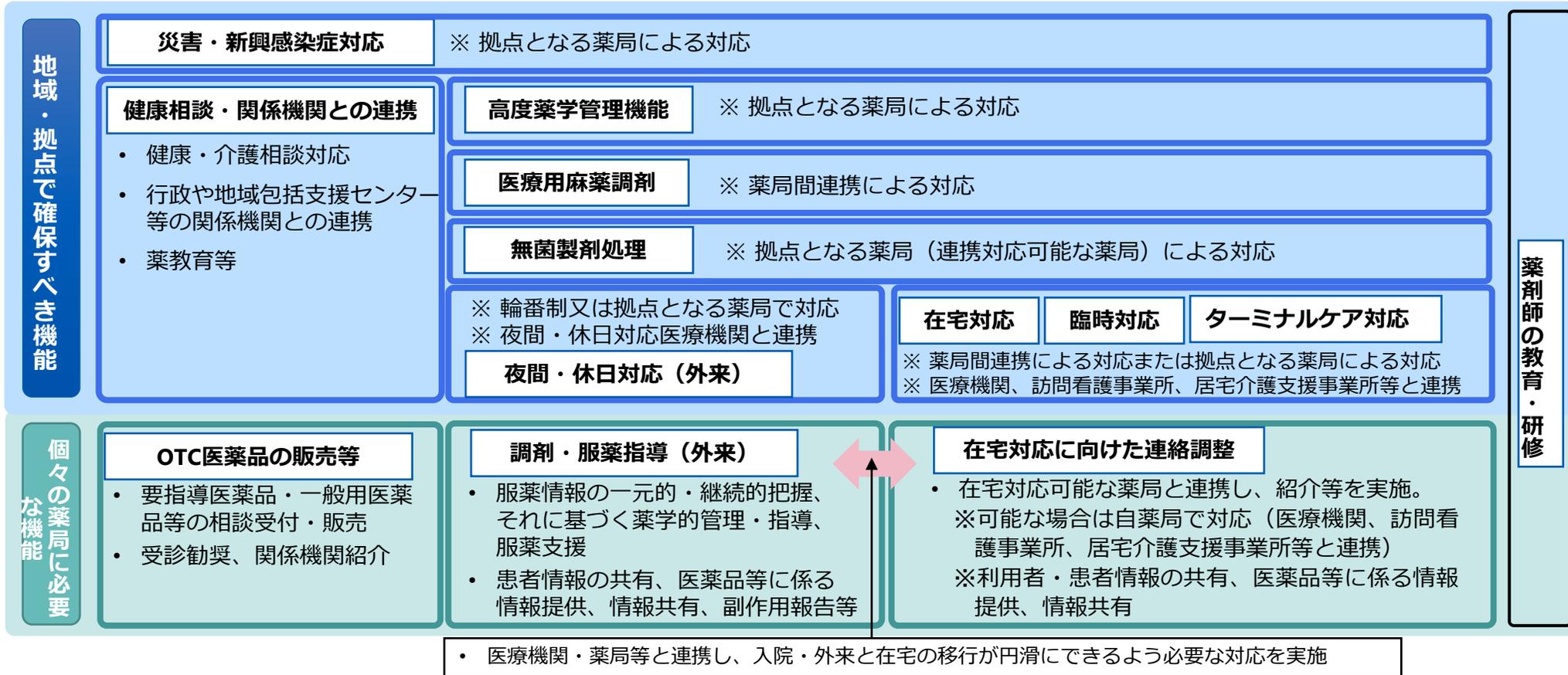
認定薬局（地域連携薬局、健康増進支援薬局）について

地域における薬局・薬剤師の役割・機能

地域における薬局・薬剤師の主な役割

- 医療関係者等との連携による地域の住民の薬物治療（外来・在宅医療）の提供
- 医薬品の適正使用の推進など公衆衛生の向上・増進
- 薬剤師の資質向上
- セルフケア・セルフメディケーションの推進など、地域住民の健康維持・増進の取組等の支援 等

地域における薬局の機能



薬剤師の教育・研修

地域連携薬局の役割・機能

地域連携薬局の役割

- 入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応すること
- 必要に応じ外来患者への夜間・休日対応を実施すること（地域の実状に応じ、輪番制、救急医療体制に参加する等）
- 在宅対応について、地域の薬局が対応できない場合に、それらの薬局と連携して対応すること
- ターミナルケアを受ける患者の対応や夜間・休日を含む臨時の訪問対応について対応が可能である地域連携薬局も必要
- 上記の対応については、薬局間だけではなく地域の医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等と連携することが前提である。
- 地域連携薬局に求められる機能については、地域全体で体制を構築する必要があるものであり、地域連携薬局にすべてを任せるのではなく、地域の実状に対応するための体制の構築に当たっては地域連携薬局以外の薬局も積極的に協力する必要がある。

地域連携薬局の機能

※必須となる機能

※追加的な機能

- ※ それぞれの機能について、薬局間連携が可能なこと、地域の医療機関、薬局、訪問看護事業所等と連携して対応することが前提
- ※ 「在宅対応」については、地域の薬局が対応できない場合に、その薬局からの依頼を受け、連携して対応することも含む。「臨時対応」についても同様
- ※ 地域の医療機関、薬局に医薬品の適正使用に関する情報提供を実施

無菌製剤処理

※ 地域連携薬局以外の薬局も含めて地域の実状に応じた体制構築が必要

医療用麻薬調剤

ターミナルケア対応

臨時対応

在宅対応

医療機関等との情報共有

※ 患者に対する適切な薬物治療のために必要な情報について、医療機関等との連携の中で適時実施されるもの

個々の薬局に必要な機能

対象

住民（未病の方含む）

患者（外来）

患者（在宅）

地域・拠点で確保すべき機能

健康サポート薬局の役割・機能

健康サポート薬局の役割

- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援すること
- 特に、地域の中で、地域住民の健康・介護等に関する相談役の一つとなること
- 相談対応については、関係機関や多職種と連携した対応を前提に、セルフケア・セルフメディケーションに関する相談や受診勧奨のみならず、薬局だけでは解決できないことについて関係機関の紹介などの対応ができること
- 行政機関や関係団体等と連携し、地域住民の健康サポートの取組を実施すること

健康サポート薬局の機能

地域・拠点で確保すべき機能

関係機関との連携による健康・介護相談対応等

- 関係機関や多職種との連携による健康・介護相談対応
- 介護用品、特別用途食品の販売
- 地域住民向けの健康サポートの取組の実施、薬教育等
- セルフケア・セルフメディケーションの啓発・推進

※ 「健康・介護相談対応等」について、行政や地域包括支援センター、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等の関係機関、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体と連携した対応が必要

※ かかりつけの薬局として、相談後においても可能な限り、当該薬局の薬剤師が対応

※ 健康サポートの取組、セルフケア・セルフメディケーションの啓発・推進については、可能な限り行政や地域の薬局、関係機関と連携して実施

個々の薬局に必要な機能

OTC医薬品の販売等

- 要指導医薬品・一般用医薬品等の相談受付・販売
- 受診勧奨、関係機関紹介

調剤・服薬指導（外来）

- 服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- 患者情報の共有、医薬品等に係る情報提供、情報共有、副作用報告等

在宅対応に向けた連絡調整

- 在宅対応可能な薬局と連携し、対応可能な薬局の紹介等を実施
- ※可能な場合は自薬局で対応
※利用者・患者情報の共有、医薬品等に係る情報提供、情報共有

対象

住民（未病の方含む）

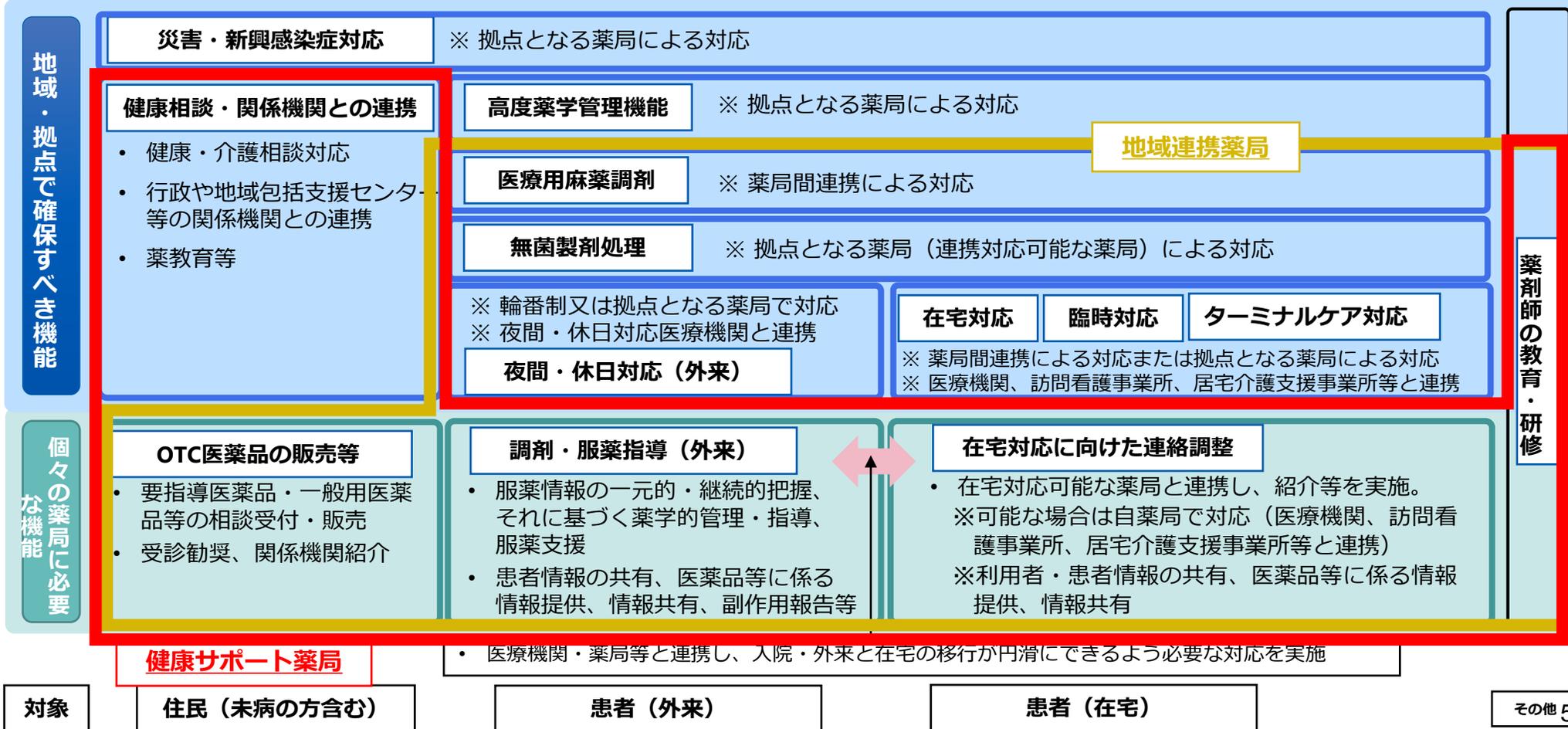
患者（外来・在宅）

地域における薬局・薬剤師の役割・機能

地域における薬局・薬剤師の主な役割

- 医療関係者等との連携による地域の住民の薬物治療（外来・在宅医療）の提供
- 医薬品の適正使用の推進など公衆衛生の向上・増進
- 薬剤師の資質向上
- セルフケア・セルフメディケーションの推進など、地域住民の健康維持・増進の取組等の支援 等

地域における薬局の機能



（3）薬局の機能等のあり方の見直し

- 人口構造が変化する中、在宅患者への対応を含む医薬品提供体制や健康・介護相談対応など地域において薬局に求められる役割・機能については、他の薬局、医療機関、行政機関等と連携して地域において体制を確保する必要がある。また、地域連携薬局および健康サポート薬局について、地域においてそれらの役割・機能を中心的に担う薬局として明確化するとともに、地域住民がこれらの薬局を利用するメリットを認知できるようにする必要がある。
- そのため、地域連携薬局について、居宅等における情報の提供および薬学的知見に基づく管理・指導を主要な機能として位置付けるとともに、健康サポート薬局については、患者が継続して利用するために必要な機能および個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する薬局として、都道府県知事の認定を受けて当該機能を有する薬局であることを称することができることとすべきである。
- なお、法改正事項以外の見直し事項については、「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」における議論内容および「これまでの議論のまとめ」に基づき必要な対応を進めるべきである。

健康増進支援薬局の認定制度について

改正薬機法（抄）

（健康増進支援薬局）

第六条の四 薬局であつて、その機能が、利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を把握し、当該利用者の求めに応じて当該利用者における健康の保持増進に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の認定を受けて健康増進支援薬局と称することができる。

- 一 構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 利用者における主体的な健康の保持増進の支援に係る機関として厚生労働省令で定める機関と連携する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
 - 三 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を把握し、当該利用者の求めに応じて当該利用者における健康の保持増進に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書とその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 その薬局の名称及び所在地
 - 三 前項各号に掲げる要件に該当する旨
 - 四 その他厚生労働省令で定める事項
- 3 健康増進支援薬局でないものは、これに健康増進支援薬局又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
- 4 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

健康増進支援薬局の基準に関する意見について（「議論のまとめ」抜粋）

- 健康サポート薬局について、通常の薬局との差異が明確ではない
- 健康サポート薬局及び地域連携薬局の要件の整理は必要である
- 健康サポート薬局の要件を見直す際には、在宅対応など地域連携薬局が中心的に担う機能については緩和してもよいのではないかといった意見があった一方で、地域住民にとって高度な機能を有した薬局があることはよいことであり、現在の健康サポート薬局の基準を緩和せずに残してもよいのではないかとこの意見があり、要件についてはさらなる検討が必要
- 健康サポートの取組は、健康サポート薬局以外の薬局でも薬剤師が目指すべき方向性であると考えられるため、関係団体として、薬局として将来的にどのような姿を目指すべきか示すことが必要ではないか
- 健康サポート機能について、行政に示されて実施するのではなく、関係団体や薬局自らが明確に示していくべきではないか

薬局の機能・役割と健康サポート薬局、地域連携薬局の基準等の関係

薬局の機能・役割	健康サポート薬局の届出基準	地域連携薬局の認定基準
<p>●調剤、服薬指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調剤、疑義照会 ・薬剤提供 ・薬剤情報提供 ・服薬情報の一元的・継続的把握、それに基づく薬学的管理指導（フォローアップ） ・残薬整理、服薬支援 ・医療機関等への情報提供 ・電子処方箋による調剤 ・オンライン服薬指導 ・薬剤レビュー ・リフィル処方箋による調剤 	<ul style="list-style-type: none"> ○疑義照会 ○服薬情報※の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載 ※要指導医薬品、一般用医薬品の服用情報を含む ○懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ ○お薬手帳の活用促進、複数所持の場合の集約 ○医療機関等への情報提供 <p>※上記の事項を含む手順書の整備が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績） ○地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備 ○地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備
<p>●在宅対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の状態に応じた調剤（一包化、簡易懸濁法、無菌調剤等）、薬剤配送 ・医療用麻薬の調剤・管理（廃棄含む） ・医療材料、衛生材料の供給 ・在宅訪問薬剤管理指導、服薬支援、残薬管理、フォローアップ ・医師、訪問看護師、ケアマネジャー等への情報共有 ・往診同行、処方提案 ・入退院時の医療機関との情報共有 ・夜間・休日を含む臨時の訪問指示に係る対応（・在宅訪問薬剤管理指導を実施していない在宅患者への臨時の対応） 	<ul style="list-style-type: none"> ○過去1年間に在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績があること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績） ○地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加 ○高度管理医療機器等の販売業の許可 ○必要な医療機器及び衛生材料の提供体制
<p>●医療用麻薬調剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調剤、服薬指導 ・医療用麻薬の管理（保管・廃棄） ・PCAポンプの調剤、適正使用のための指導等 		<ul style="list-style-type: none"> ○麻薬の調剤応需体制の整備

※ 健康サポート薬局の届出基準、地域連携薬局の認定基準について、全ての事項を記載しているものではないことに留意が必要。

薬局の機能・役割と健康サポート薬局、地域連携薬局の基準等の関係

薬局の機能・役割	健康サポート薬局の届出基準	地域連携薬局の認定基準
<p>●夜間・休日対応（外来）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処方箋応需、調剤 ・相談対応 	<p>○開店時間外であっても、かかりつけ薬剤師が患者からの相談等（調剤含む。）に対応する体制を整備していること。</p>	<p>○開店時間外の相談応需体制の整備</p> <p>○休日及び夜間の調剤応需体制の整備</p>
<p>●無菌製剤処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無菌製剤処理の実施 		<p>○無菌製剤処理を実施できる体制の整備（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。）</p>
<p>●高度薬学管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な薬物療法において、高度な専門知識、臨床経験を有する薬剤師による薬学的管理ニーズへ対応 		
<p>●健康サポート機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要指導医薬品・一般用医薬品、いわゆる健康食品に関する相談対応、販売 ・介護用品・特別用途食品の販売 ・健康・介護に関する相談対応 ・受診勧奨 ・関係機関（地域包括支援センター等）の紹介 ・地域住民向けの健康サポートの取組の実施 ・セルフケア・セルフメディケーションの啓発（情報発信等） 	<p>○要指導医薬品・一般用医薬品、衛生材料及び介護用品等の供給（基本的な48薬効群を少なくとも1品目以上備蓄）</p> <p>○利用者から要指導医薬品・一般用医薬品・健康食品等に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨（かかりつけ医との連携） ・多職種連携 ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市町村保健センター等の紹介 <p>○医療機関等との連携体制の構築、連絡先、照会先一覧の作成、連携先への文書による情報提供</p> <p>○健康サポートに関する具体的な取組の実施、周知</p> <p>○地域の行政機関及び関係団体が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への積極的な参加</p>	

※ 健康サポート薬局の届出基準、地域連携薬局の認定基準について、全ての事項を記載しているものではないことに留意が必要。

論点：健康増進支援薬局と地域連携薬局の基準について

論点

認定薬局（健康増進支援薬局及び地域連携薬局）の基準の考え方について、それぞれが担うべき役割・機能が明確となるものであることが必要と考える。

- 薬局としての基本的な機能（「個々の薬局に必要な機能」を想定）に係る基準の設定についてどう考えるか。（薬局としての基本的な機能のうち、認定薬局に求める機能（地域・拠点で確保すべきもの）については一定の水準を求める必要があると考えるが、それ以外についてどう考えるか。）
- その上で「健康増進支援薬局」の基準についてどう考えるか。（12ページ参照）
- 「地域連携薬局」の基準についてどう考えるか。（17ページ参照）

論点：健康増進支援薬局の認定基準について

論点

- 健康増進支援薬局の認定基準を検討するに当たり、現行の健康サポート薬局の基準について、どう考えるか。
- その他、健康増進支援薬局の認定基準において設定すべき事項はあるか。

健康増進支援薬局の認定基準に係る条文（法案抜粋）

- 一 構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 利用者における主体的な健康の保持増進の支援に関係する機関として厚生労働省令で定める機関と連携する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を把握し、当該利用者の求めに応じて当該利用者における健康の保持増進に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

（参考）健康サポート薬局の基準（大項目）

1. かかりつけ薬局としての基本的機能
2. 健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築
3. 健康サポート薬局に係る研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師の常駐
4. 個人情報に配慮した相談窓口
5. 薬局の外側と内側における表示
6. 要指導医薬品・一般用医薬品、介護用品等の取扱い
7. 開店時間
8. 健康サポートの取組

参考：健康サポート薬局の基準①

1. かかりつけ薬局としての基本的機能

①	かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制	○ 患者が当該薬局においてかかりつけ薬剤師を適切に選択することができるような業務運営体制を整備していること。
②	服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載	○ 患者が受診している全ての医療機関を把握し、要指導医薬品及び一般用医薬品を含めた医薬品を服用している情報等を一元的かつ継続的に把握するよう取組み、薬剤服用歴の記録を適切に行うこと。
③	懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ	○ 残薬管理及び確実な服用につながる指導を含め、懇切丁寧な服薬指導及び副作用等の状況把握を実施するよう取り組むこと。
④	お薬手帳の活用	○ 患者に対し、お薬手帳の意義及び役割を説明した上で、その活用を促していること及び一人の患者が複数のお薬手帳を所持している場合には、当該お薬手帳の集約に努めること。
⑤	かかりつけ薬剤師・薬局の普及	○ かかりつけ薬剤師・薬局を持たない患者に対し、薬剤師が調剤及び医薬品の供給等を行う際の薬剤服用歴の管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理その他の基本的な役割を周知することに加えて、かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割及び適切な選び方を説明した上で、かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶよう促していること。
⑥	24時間対応	○ 開店時間外であっても、かかりつけ薬剤師が患者からの相談等に対応する体制を整備していること。
⑦	在宅対応	○ 過去1年間に在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績があること。
⑧	疑義照会等	○ 医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用その他の服薬情報の提供及びそれに基づく処方提案に適切に取り組むこと。
⑨	受診勧奨	○ 利用者から要指導医薬品・一般用医薬品に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、利用者の理解を得た上で、かかりつけ医と連携して状況を確認するなど受診勧奨に適切に取り組むこと。
⑩	医師以外の多職種との連携	○ 利用者からの健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市町村保健センターその他行政機関並びに介護予防サービス及び日常生活支援総合事業の実施者その他の連携機関への紹介に取り組むこと。

参考：健康サポート薬局の基準②

2. 健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築

①	受診勧奨	○ 利用者から要指導医薬品・一般用医薬品に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、利用者の了解を得た上で、かかりつけ医と連携して状況を確認するなど受診勧奨に適切に取り組むこと。
②	連携機関の紹介	○ 利用者からの健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市町村保健センターその他行政機関並びに介護予防サービス及び日常生活支援総合事業の実施者その他の連携機関への紹介に取り組むこと。
③	地域における連携体制の構築とリストの作成	○ 地域の一定範囲内で、医療機関その他の連携機関とあらかじめ連携体制を構築した上で、連絡先及び紹介先の一覧表を作成していること。
④	連携機関に対する紹介文書	○ 利用者の同意が得られた場合に、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に文書（電磁的記録媒体を含む。）により提供するよう取り組むこと。
⑤	関連団体等との連携及び協力	○ 地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、介護支援専門員協会その他の関連団体と連携及び協力した上で、地域の行政機関及び医師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等に積極的に参加すること。

3. 健康サポート薬局に係る研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師の常駐

- 要指導医薬品・一般用医薬品及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の保持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了した薬剤師が常駐していること。

4. 個人情報に配慮した相談窓口

- 間仕切り等で区切られた相談窓口を設置していること。

5. 薬局の外側と内側における表示

- 健康サポート薬局である旨並びに要指導医薬品・一般用医薬品及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言及び健康の保持増進に関する相談を積極的に行っている旨を当該薬局の外側の見えやすい場所に掲示すること。
- 当該薬局で実施している国民による主体的な健康の保持増進の支援の具体的な内容について、当該薬局において分かりやすく提示すること。

参考：健康サポート薬局の基準③

6. 要指導医薬品・一般用医薬品、介護用品等の取扱い

- 要指導医薬品・一般用医薬品、衛生材料及び介護用品等について、利用者自らが適切に選択できるよう供給機能及び助言を行う体制を有しており、かつ、その際、かかりつけ医との適切な連携及び受診の妨げとならないよう、適正な運営を行っていること。
- 要指導医薬品・一般用医薬品又は健康食品等に関する相談を受けた場合には、利用者の状況並びに当該要指導医薬品・一般用医薬品及び健康食品等の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。

7. 開店時間

- 平日の営業日において連続して開店しており、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日において一定時間開店していること。

8. 健康サポートの取組

①	健康の保持増進に関する相談対応と記録の作成	<ul style="list-style-type: none">○ 要指導医薬品・一般用医薬品及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言並びに健康の保持増進に関する相談に対応すること。○ 販売内容及び相談内容（受診勧奨及び医療機関その他の連携機関への紹介の内容を含む。）を記録した上で、当該記録を一定期間保存していること。
②	健康サポートに関する具体的な取組の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 国民による主体的な健康の保持増進の支援に関する具体的な取組を積極的に実施していること。
③	健康サポートに関する取組の周知	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の薬剤師会等を通じること等により当該薬局における取組を発信すると同時に、必要に応じて、地域の他の薬局の取組を支援していること。
④	健康の保持増進に関するポスター掲示、パンフレット配布	<ul style="list-style-type: none">○ 国、地方自治体及び医学薬学等に関する学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示又はパンフレットの配布により、啓発活動に協力していること。

参考：健康サポート薬局の基準④ (要指導医薬品・一般用医薬品の基本的な薬効群)

- 要指導医薬品・一般用医薬品は、基本的な薬効群を少なくとも1品目以上備蓄しなければならない。
- 薬効群は、(独)医薬品医療機器総合機構の一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書検索システムに記載されているものである。

- | | |
|--|-----------------------------------|
| 1 かせ薬(内用) | 25 その他の滋養強壮保健薬 |
| 2 解熱鎮痛薬 | 26 婦人薬 |
| 3 催眠鎮静薬 | 27 その他の女性用薬 |
| 4 眠気防止薬 | 28 抗ヒスタミン薬主薬製剤 |
| 5 鎮うん薬(乗物酔防止薬、つわり用薬を含む。) | 29 その他のアレルギー用薬 |
| 6 小児鎮静薬(小児五疳薬等) | 30 殺菌消毒薬(特殊絆創膏を含む) |
| 7 その他の精神神経用薬 | 31 しもやけ・あかぎれ用薬 |
| 8 ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬 | 32 化膿性疾患用薬 |
| 9 制酸薬 | 33 鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬(パップ剤を含む) |
| 10 健胃薬 | 34 みずむし・たむし用薬 |
| 11 整腸薬 | 35 皮膚軟化薬(吸出しを含む) |
| 12 制酸・健胃・消化・整腸を2以上標榜するもの | 36 毛髪用薬(発毛、養毛、ふけ、かゆみ止め用薬等) |
| 13 胃腸鎮痛鎮けい薬 | 37 その他の外皮用薬 |
| 14 止瀉薬 | 38 一般点眼薬、人工涙液、洗眼薬 |
| 15 瀉下薬(下剤) | 39 抗菌性点眼薬 |
| 16 浣腸薬 | 40 アレルギー用点眼薬 |
| 17 強心薬(センソ含有製剤等) | 41 鼻炎用内服薬、鼻炎用点鼻薬 |
| 18 動脈硬化用薬(リノール酸、レシチン主薬製剤等) | 42 口腔咽喉薬(せき、たんを標榜しないトローチ剤を含む) |
| 19 その他の循環器・血液用薬 | 43 口内炎用薬 |
| 20 鎮咳去痰薬 | 44 歯痛・歯槽膿漏薬 |
| 21 含嗽薬 | 45 禁煙補助剤 |
| 22 内用痔疾用剤、外用痔疾用剤 | 46 漢方製剤、生薬製剤(他の薬効群に属さない製剤)、生薬主薬製剤 |
| 23 その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬 | 47 消毒薬 |
| 24 ビタミン主薬製剤、ビタミンA主薬製剤、ビタミンD主薬製剤、ビタミンE主薬製剤、ビタミンB1主薬製剤、ビタミンB2主薬製剤、ビタミンB6主薬製剤、ビタミンC主薬製剤、ビタミンAD主薬製剤、ビタミンB2B6主薬製剤、ビタミンEC主薬製剤、ビタミンB1B6B12主薬製剤、ビタミン含有保健薬(ビタミン剤等)、カルシウム主薬製剤、タンパク・アミノ酸主薬製剤 | 48 殺虫薬 |

論点：地域連携薬局の認定基準について

論点

- 地域連携薬局の認定基準の見直しに当たり、本検討会の議論のまとめを踏まえ、現行の地域連携薬局の基準について、どう考えるか。

地域連携薬局の基準（現行）

利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備

- 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置
- 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造

地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制

- 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加
- 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備
- 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績）
- 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備

地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制

- 開店時間外の相談応需体制の整備
- 休日及び夜間の調剤応需体制の整備
- 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備
- 麻薬の調剤応需体制の整備
- 無菌製剤処理を実施できる体制の整備
（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。）
- 医療安全対策の実施
- 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置
- 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置
- 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施
- 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績

在宅医療に必要な対応ができる体制

- 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績）
- 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制

地域連携薬局の認定制度について

薬機法（抄）

（地域連携薬局）

第六条の二 薬局であつて、その機能が、医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、地域における薬剤及び医薬品の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の認定を受けて地域連携薬局と称することができる。

- 一 構造設備が、薬剤及び医薬品について情報の提供又は薬学的知見に基づく指導を受ける者（次号及び次条第一項において「利用者」という。）の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 居宅等（薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第二十二条に規定する居宅等をいう。以下同じ。）における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2～4（略）

参考：薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会

「これまでの議論のまとめ（地域における薬局・薬剤師のあり方）抜粋①

- 地域連携薬局は、入退院時の医療機関等との情報連携や在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応する薬局であり、地域の中で、医療機関、他の薬局と連携し、夜間・休日対応や在宅対応を実施することが求められている。
- 上述のとおり、在宅対応や夜間・休日等の対応については、地域において、行政（都道府県、市区町村）が関与し、地域の実態を把握した上で、輪番制や薬局間連携により対応する体制を確実に構築する必要があるため、地域の中でこれらの機能を担う薬局が必要である。このような薬局の確保を推進し、また、地域において対応可能な薬局を明確にするため、地域において、夜間・休日対応や在宅対応を実施するなど、これらの機能を担う薬局として地域連携薬局を位置付けるべきである。
- 具体的には、地域連携薬局は、個々の薬局に必要な機能に加え、以下の機能を有する必要があると考える。
 - ・在宅対応の実施に加え、地域の薬局が対応できない場合に、それらの薬局と連携して対応（臨時対応含む。）すること
 - ・医療用の麻薬調剤の対応
 - ・ターミナルケアを受ける患者の対応や無菌製剤処理
 - ・医療機関等との情報共有
- これらの機能のうち、ターミナルケアを受ける患者の対応や無菌製剤処理については、すべての地域連携薬局に必須とする機能ではないが、地域の実状を踏まえ必要な体制を確保することが重要であり、地域においてはターミナルケアを受ける患者の対応や無菌製剤処理の機能を有する地域連携薬局が確保されることが望まれる。
- 地域連携薬局に求められる機能については、薬局間だけではなく地域の医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等と連携することが前提となるため、地域連携薬局の薬剤師はこれらの関係機関の関係者と日頃から関係構築に努めることが重要である。
- また、地域連携薬局に求められる機能については、地域全体で体制を構築する必要があるものであり、地域連携薬局にすべてを任せるのではなく、地域の実状に対応するための体制の構築に当たっては地域連携薬局以外の薬局も積極的に協力することが求められる。
- さらに、地域連携薬局がこれらの機能を担い、地域において求められる役割を果たすことができるよう、制度（要件、名称等）についても見直す必要がある。

今後の対応（認定薬局関係）について

健康増進支援薬局・地域連携薬局

●本検討会において意見聴取

- ・地域連携薬局、健康増進支援薬局の認定基準 等

●予算事業による薬局調査

- ・薬局における実態等に関する調査 等

専門医療機関連携薬局

●専門医療機関連携薬局の傷病の区分の追加及び認定基準について検討

- ・傷病の区分の追加について
有識者ヒアリング（小児分野、HIV）
- ・専門医療機関連携薬局（がん）の認定基準等について



検討会の議論を踏まえ、省令等の整備に向け、パブリックコメント等の必要な手続きを実施

參考資料

平成27年10月23日公表

健康サポート薬局

健康サポート機能

- ☆ 国民の**病気の予防**や**健康サポート**に貢献
 - ・ 要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
 - ・ 健康相談受付、受診勧奨・関係機関紹介 等

高度薬学管理機能

- ☆ **高度な薬学的管理ニーズ**への対応
 - ・ 専門機関と連携し抗がん剤の副作用対応や抗HIV薬の選択などを支援 等

かかりつけ薬剤師・薬局

服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導

- ☆ **副作用**や**効果**の継続的な確認
- ☆ **多剤・重複投薬**や**相互作用の防止**
 - ICT（電子版お薬手帳等）を活用し、
 - ・ 患者がかかる**全ての医療機関の処方情報を把握**
 - ・ 一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導

24時間対応・在宅対応

- ☆ **夜間・休日、在宅医療**への対応
 - ・ **24時間**の対応
 - ・ **在宅患者**への薬学的管理・服薬指導
- ※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、へき地等では、相談受付等に当たり地域包括支援センター等との連携も可能

医療機関等との連携

- ☆ 処方内容の照会・処方提案
- ☆ 副作用・服薬状況のフィードバック
- ☆ 医療情報連携ネットワークでの情報共有
- ☆ 医薬品等に関する相談や健康相談への対応
- ☆ 医療機関への受診勧奨

(参考) 薬局に求められる機能・役割のあり方について

薬局の機能・役割	個々の薬局としての基本的な機能	地域全体で確保する機能
<p>● 調剤、服薬指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調剤、疑義照会 ・薬剤提供 ・薬剤情報提供 ・服薬情報の一元的・継続的把握、それに基づく薬学的管理指導（フォローアップ） ・残薬整理、服薬支援 ・医療機関等への情報提供 ・電子処方箋による調剤 ・オンライン服薬指導 ・薬剤レビュー ・リフィル処方箋による調剤 ・副作用報告等 	<p>○ 原則、「調剤、服薬指導」に係る項目すべて</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 医療用麻薬や無菌製剤処理が必要なもの等、一部の医薬品を除き調剤、薬剤提供が可能であること（別項目参照） ※ 薬剤レビューについては、今後、対人業務の充実を推進する中で対応できる薬局を増やす必要がある。 	
<p>● 在宅対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の状態に応じた調剤（一包化、簡易懸濁法、無菌調剤等）、薬剤配送 ・医療用麻薬の調剤・管理（廃棄含む） ・医療材料、衛生材料の供給 ・在宅訪問薬剤管理指導、服薬支援、残薬管理、フォローアップ ・医師、訪問看護師、ケアマネジャー等への情報共有 ・往診同行、処方提案 ・入退院時の医療機関との情報共有 ・夜間・休日を含む臨時の訪問指示に係る対応（・在宅訪問薬剤管理指導を実施していない在宅患者への臨時の対応） 	<p>○ 当該患者が「かかりつけ」としている薬局・薬剤師が担うことが基本。その上で、当該薬局が対応できない場合には、在宅対応が可能な薬局と連携して対応することが必要。</p>	<p>【拠点となる薬局が必要】</p> <p>○ 「在宅対応」に係る項目すべて</p>
<p>● 医療用麻薬調剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調剤、服薬指導 ・医療用麻薬の管理（保管・廃棄） ・PCAポンプの調剤、適正使用のための指導等 	<p>○ 当該患者が「かかりつけ」としている薬局・薬剤師が調剤することが基本。その上で、対応可能品目数の都合等により応需困難な場合には他薬局からの融通や、調剤可能な薬局と連携して対応することが必要。</p>	<p>【拠点となる薬局が必要】</p> <p>○ 医療用麻薬調剤、一定の種類在庫の確保、他薬局への融通</p>

(参考) 薬局に求められる機能・役割のあり方について

薬局の機能・役割	個々の薬局としての基本的な機能	地域全体で確保する機能
<p>● 夜間・休日対応 (外来)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処方箋応需、調剤 ・相談対応 		<p>○ 夜間・休日対応</p> <p>※ 輪番制による対応 (地域により個々の薬局で対応可能な場合もあると考えられる)。</p>
<p>● 無菌製剤処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無菌製剤処理の実施 	<p>※ 自薬局で対応していない場合は、無菌製剤処理が対応可能な薬局を紹介する等の対応が必要。</p>	<p>【拠点となる薬局が必要】</p> <p>○ 無菌製剤処理 (必要な設備を有していること)。</p> <p>※ 無菌調剤室を有し、他薬局が共同利用でできることが望ましい。</p>
<p>● 高度薬学管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な薬物療法において、高度な専門知識、臨床経験を有する薬剤師による薬学的管理ニーズへ対応 	<p>※ 高度薬学管理が必要な患者について対応できる薬局を紹介できることが望ましい。</p>	<p>【拠点となる薬局が必要】</p> <p>○ 高度薬学管理機能</p>
<p>● 健康サポート機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要指導医薬品・一般用医薬品、いわゆる健康食品に関する相談対応、販売 ・介護用品・特別用途食品の販売 ・健康・介護に関する相談対応 ・受診勧奨 ・関係機関 (地域包括支援センター等) の紹介 ・地域住民向けの健康サポートの取組の実施 ・セルフケア・セルフメディケーションの啓発 (情報発信等) ・薬教育等 	<p>○ 医薬品の適正使用にかかる要指導医薬品、一般用医薬品、いわゆる健康食品に関する相談対応。</p> <p>○ 利用者の求める要指導医薬品、一般用医薬品等の販売を行うことが基本。</p>	<p>【拠点となる薬局が必要】</p> <p>○ 健康サポート機能</p> <p>※ かかりつけの医師と連携して、要指導医薬品・一般用医薬品、いわゆる健康食品に関する相談対応が可能であること (必要に応じ受診勧奨等を実施)。</p> <p>※ 要指導医薬品、一般用医薬品について、ニーズが高くないものも販売していること。</p> <p>※ 地域の関係機関と連携し、必要に応じ紹介する、紹介されるなどの対応を実施。</p>
<p>● 災害・新興感染症等有事の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地への薬剤師派遣、避難所等における医薬品供給 ・被災者からの医薬品等に関する相談対応 ・自宅・宿泊療養者等への薬剤提供、服薬指導等、医師との連携による健康観察 ・ワクチン接種にかかる対応 (薬剤調整等) 	<p>※ 災害・新興感染症発生時においては必要な薬局サービスの提供の維持に努めることが必要。</p>	<p>【拠点となる薬局が必要】</p> <p>○ 災害対応 (医療機関、他薬局等の支援)</p> <p>○ 新興感染症対応 (第二種協定指定医療機関)</p> <p>※ 被災地への薬剤師派遣等の有事における薬剤師人材の提供等については、拠点ではなく地域薬剤師会が中心となって対応することが必要。</p>

※ 上記の他、薬局の機能・役割として、薬事衛生、情報発信等がある。個々の薬局の機能としては、医薬品、医療機器の適正使用に関する説明の実施等が求められる。また、地域において学校薬剤師の確保や研修会等の実施などの確保が求められる。

健康サポート薬局



- かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、
- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局
- 都道府県知事等に届出を行い、薬局機能情報提供制度に基づき公表。

※平成28年10月から届出開始。令和6年9月末現在、3,232薬局が届出

地域包括ケアシステムにおける地域住民の身近な健康の相談相手

※「積極的な支援」とは

- ① 医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言
- ② 地域住民の身近な存在として健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、適切な専門職種や関係機関に紹介
- ③ 率先して地域住民の健康サポートを実施し、地域の薬局への情報発信、取組支援も実施

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能

- ① 服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- ② 24時間対応、在宅対応
- ③ かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化

健康サポート機能

- ① 地域における連携体制の構築
- ② 薬剤師の資質確保
- ③ 薬局の設備
- ④ 薬局における表示
- ⑤ 要指導医薬品等の取扱い
- ⑥ 開局時間
- ⑦ 健康相談・健康サポート

健康サポート薬局数

全数 3, 232 (令和6年9月30日時点)

北海道	156	東京都	386	滋賀県	28	徳島県	26
青森県	33	神奈川県	199	京都府	54	香川県	35
岩手県	28	新潟県	74	大阪府	315	愛媛県	46
宮城県	45	山梨県	15	兵庫県	79	高知県	24
秋田県	35	長野県	79	奈良県	28	福岡県	131
山形県	25	富山県	18	和歌山県	49	佐賀県	14
福島県	86	石川県	40	鳥取県	12	長崎県	32
茨城県	108	岐阜県	39	島根県	18	熊本県	41
栃木県	48	静岡県	78	岡山県	66	大分県	28
群馬県	49	愛知県	96	広島県	83	宮崎県	16
埼玉県	187	三重県	50	山口県	44	鹿児島県	20
千葉県	135	福井県	15			沖縄県	19

健康サポートに関する具体的な取組

- 健康サポート薬局の基準として、月1回程度、積極的な健康サポートの取組を実施することとされており、健康サポートに関する様々な取組が行われている。

〈主な取組〉

〈取組の周知方法〉

- 自薬局内外での掲示及びホームページでの案内
- 自治体や薬剤師会での周知 等

イベントチラシ（イメージ）

無料相談健康デー
 令和6年4月10日（水）
 13:00~17:00



【内容】

- ・薬剤師によるお薬相談、健康相談
- ・栄養士による栄養相談etc.



ご家族やお友達と気軽にお越しください
 お薬を飲んでいる方はお薬手帳をご持参ください

●● 薬局

〒●●●-●●●●●●
 ●●●●●市●●●●●
 開局時間 月から土 9時~17時45分
 日・祝日休業
 電話：●●●●●●●●●●●●●●
 F A X : ●●●●●●●●●●●●●● 駐車場あります。

開催形式	開催内容	開催場所
相談形式 ・○○相談会 医療・健康等に 係る相談先 としての取組	・脂質異常症、糖尿病等の慢性疾患関係 ・管理栄養士による栄養関係 ・冷え性 ・禁煙 ・新型コロナワクチン ・日焼けケア ・口腔ケア・オーラルフレイル ・低体温 ・疲労 ・免疫力（食習慣関係） ・妊婦向け栄養 等	〈小規模開催の場合〉 ・自薬局 〈その他の場合〉 ・自薬局、地域の公民館等
情報発信形式 ・○○講座 ・○○講演 ・○○講話 医療・健康等 に関する知識 を発信する取 組	・腰痛予防や転倒予防 ・認知症の予防や早期発見 ・乳がん検診 ・介護予防サロン（薬剤指導全般） ・ウォーキング ・離乳食の進め方 ・疾患や症状に関すること（腎機能、痛風、減塩、脂肪肝、糖、自律神経失調症、貧血、摂食嚥下障害、腸内環境、花粉症 等） 等	
参加形式 ・○○会 ・○○イベント 医療・健康等 に関する測定・体験等 を提供する取組	・熱中症対策及び経口補水液の試飲会 ・血糖値・AGEs測定 ・血管年齢チェック ・手洗い・手指消毒 ・ココモチェック ・カラダ・バランスチェック ・身体のトレーニング ・握力測定 等	

薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会

「これまでの議論のまとめ（地域における薬局・薬剤師のあり方）抜粋②

- 健康サポート機能については、「患者のための薬局ビジョン」において、地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する機能であり、患者等のニーズに応じて強化・充実すべき機能のひとつであるとされている。特に健康サポート薬局では、かかりつけ薬剤師・薬局としての基本的な機能に加え、健康サポート機能の発揮が期待されていることが示されている。
- 「患者のための薬局ビジョン」においては、健康サポート薬局では、以下のような取組を積極的に実施することとされている。
 - ・ 地域住民による主体的な健康維持・増進を積極的に支援するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行う
 - ・ 健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、かかりつけ医を始め適切な専門職種や関係機関に紹介する
 - ・ 地域の薬局の中で率先して地域住民の健康サポートを積極的かつ具体的に実施し、地域の薬局への情報発信、取組支援等を実施する
- このように健康サポート薬局は、個々の薬局に必要な機能（かかりつけ薬局としての機能を含む。）を前提に、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する機能を有する薬局であり、地域包括ケアシステムの中で、多職種と連携して、セルフケア・セルフメディケーションに係る相談対応や健康サポート薬局研修修了薬剤師による学校薬剤師の活動・支援などを含め、地域住民の健康の維持・増進に関する課題を発掘し、関係機関等と連携しながら創意工夫して当該課題の解決に導くなど、地域住民の相談役のひとつとしての役割を果たすことが期待されている。
- しかしながら、健康サポート薬局については、地域住民にとって利用するメリットが不明確で、十分に認知されておらず、十分に活用されていない状況にあると考えられる。このため、求められる役割と必要な機能を改めて明確化し、その上で利用するメリットについて周知を図っていくことが必要である。

薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会

「これまでの議論のまとめ（地域における薬局・薬剤師のあり方）抜粋③

- 健康サポート薬局の機能を明確化するに当たり、例えば、以下のようなことについて、明示していくことが考えられる。
 - ・ 「関係機関や多職種との連携による健康・介護相談対応」、「介護用品、特別用途食品の販売」、「地域住民向けの健康サポートの取組の実施」、「セルフケア・セルフメディケーションの啓発・推進」に対応するに当たっては、処方箋のない方も含め、地域住民の健康の保持増進等に関する相談を幅広く受け入れ、自治体等と連携しながら必要な機能につなげられる機能が必要となること
 - ・ 上記対応については、薬局だけで解決できないものも含まれると考えられることから、地域の自治体を含む関係機関と連携しながら、適切な機能につないでいくことが求められること
- また、健康サポート薬局がその機能を発揮し、求められる役割を果たすためには、例えば、当該薬局は以下のような対応を実施することが必要である。
 - ・ 「健康・介護相談対応等」について、地域の行政や地域包括支援センター、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等の関係機関、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体と連携して対応すること
 - ・ 「地域住民向けの健康サポートの取組の実施」について、積極的に地域の行政や薬局、関係機関と連携すること
- これらの対応について、健康サポート薬局が提供するサービスとして、一般の薬局が提供する以上に高度なものを提供する場合は、その質や安全の確保に努めるべきであり、受診勧奨も含め適切に実施できるよう適切な連携体制を構築する必要がある。
- 現行の健康サポート薬局については、薬局開設者による届出によって、その表示を可能とする制度であり、健康サポートに関する取組状況等の基準を満たしているかどうかについて薬局開設者が適合していることを明らかにする書類を提出し、基準を満たしていることが形式上確認されれば健康サポート薬局と表示することが可能となるものである。
- このため、健康サポート薬局の機能や健康サポートに関する取組について、その質を確保していくための仕組み（認定制度など）を法令に規定することが必要である。

薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会

「これまでの議論のまとめ（地域における薬局・薬剤師のあり方）抜粋④

- 厚生労働省や都道府県等の行政機関は、健康サポート薬局の役割・機能を明示し、住民、関係機関、関係団体等に周知・広報を図ることが必要である。加えて、健康サポート薬局がこれまで以上に市区町村等による健康増進・介護予防関連事業等への参画を推進していくことや、地域における健康相談対応等を幅広く実施し、行政と連携しながら必要な機関につなげられる薬局であることについて、さらに周知等を図ることが必要である。
- また、行政機関による対応だけで地域住民へ効果的に周知することは困難であり、健康サポート薬局自ら、及び地域の薬剤師会等と連携を取りながら、積極的に情報を発信していくべきである。
- 健康サポート薬局の役割・機能の周知・広報においては、地域の住民を対象とする場合と医療関係者、関係機関を対象とする場合を分ける等、より効果的に実施できるよう必要な対応を検討すべきである。
- 健康サポート薬局の役割・機能の見える化を図ること、利用するメリットを具体的に示すことなど、住民、患者、関係機関等にとってわかりやすく、実効性のある制度となるよう、必要な対応を実施するべきである。
- 併せて、健康サポート薬局について、地域住民が必要な機能を有する薬局を主体的に選択できるよう、名称独占について法令上明確化することが必要である。

- その他、検討会では、健康サポート薬局について、以下のような意見があった。
 - 健康サポート薬局について、通常の薬局との差異が明確ではない
 - 健康サポート薬局及び地域連携薬局の要件の整理は必要である
 - 健康サポート薬局の要件を見直す際には、在宅対応など地域連携薬局が中心的に担う機能については緩和してもよいのではないかとといった意見があった一方で、地域住民にとって高度な機能を有した薬局があることはよいことであり、現在の健康サポート薬局の基準を緩和せずに残してもよいのではないかとこの意見があり、要件についてはさらなる検討が必要である。
 - 薬局機能情報提供制度により薬局の情報を公表しているシステム（医療情報ネット）において、健康サポート薬局や地域連携薬局を上位の項目として検索、表示できるようにしてはどうか
 - 健康サポートの取組は、健康サポート薬局以外の薬局でも薬剤師が目指すべき方向性であると考えられるため、関係団体として、薬局として将来的にどのような姿を目指すべきか示すことが必要ではないか
 - 健康サポート機能について、行政に示されて実施するのではなく、関係団体や薬局自らが明確に示していくべきではないか
 - 地域の行政が健康サポート薬局を利活用するために、地域行政等が健康サポート薬局の機能をしっかり理解することが重要であり、都道府県や市町村の健康関係部局や地域の関係機関、関係団体に対して健康サポート薬局の制度の周知を図るべきではないか
 - インセンティブがないことは課題であり、国民のためにも制度として成り立つようにする必要があるのではないか

特定の機能を有する薬局の認定

○ 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）



患者のための薬局ビジョンの「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

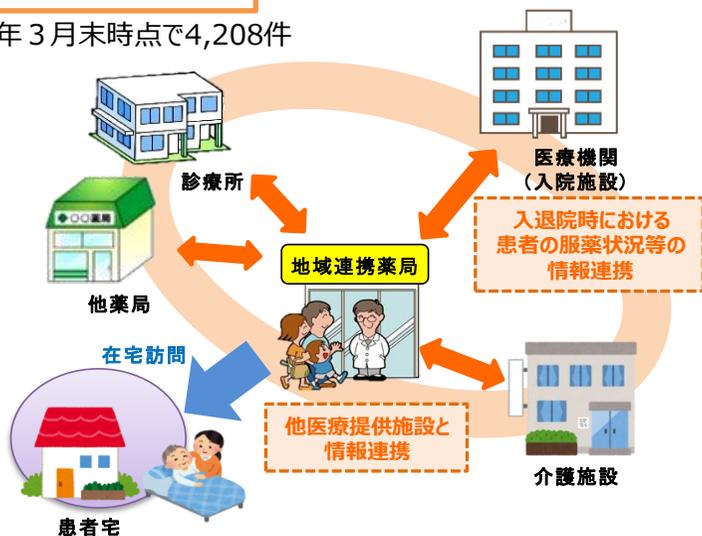
・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）



患者のための薬局ビジョンの「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局

※2025年3月末時点で4,208件



専門医療機関連携薬局

※2025年3月末時点で208件

※傷病の区分ごとに認定
(現在規定している区分は「がん」)



〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
 - ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置
- 等
- ＜専門性の認定を行う団体＞
- 日本医療薬学会（地域薬学ケア専門薬剤師（がん））
 - 日本臨床腫瘍薬学会（外来がん治療専門薬剤師）

地域連携薬局数

全数 4,208 (令和7年3月31日時点)

北海道	176	東京都	642	滋賀県	43	徳島県	30
青森県	29	神奈川県	358	京都府	123	香川県	51
岩手県	33	新潟県	102	大阪府	284	愛媛県	35
宮城県	90	山梨県	13	兵庫県	156	高知県	21
秋田県	23	長野県	70	奈良県	35	福岡県	119
山形県	29	富山県	41	和歌山県	15	佐賀県	9
福島県	82	石川県	39	鳥取県	30	長崎県	31
茨城県	158	岐阜県	49	島根県	15	熊本県	27
栃木県	55	静岡県	132	岡山県	51	大分県	34
群馬県	61	愛知県	162	広島県	108	宮崎県	22
埼玉県	259	三重県	68	山口県	27	鹿児島県	35
千葉県	215	福井県	15			沖縄県	6

地域連携薬局の基準

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績） ○ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備 （他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。） ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績
4	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>在宅医療に必要な対応ができる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績） ○ 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制

健康サポート薬局について

「健康サポート薬局のあり方について」

（平成27年9月健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会報告書（抜粋（一部改）））

3. 健康サポート機能を有する薬局の機能について

健康サポート機能を有する薬局は、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を備えた薬局のうち、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局である。具体的には、

- 医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行うこと、
 - 健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、かかりつけ医を始め適切な専門職種や関係機関に紹介すること、
 - 地域の薬局の中で率先して地域住民の健康サポートを積極的かつ具体的に実施すること、
 - 地域の薬局への情報発信、取組支援等を行うといった積極的な取組を実施すること
- などである。

6. おわりに

（略）健康サポート薬局は、その薬局だけですべての相談対応や支援を完結させるものではなく、地域住民の健康を支援するその役割を担う一機関であり、薬局で対応できない場合には、多職種や関係機関につなぐ機能が重要であることは言うまでもない。

また、健康サポート薬局であること、その基準を満たすこと自体が目的化するようなことはあってはならず、地域住民の健康意識を高め、健康寿命の延伸に貢献していくためには、健康サポート薬局には、安心して立ち寄りやすい身近な存在として、地域包括ケアシステムの中で、多職種と連携して、地域住民の相談役の一つとしての役割を果たすことが求められている。

健康サポート機能を有する薬局の機能について

（「健康サポート薬局のあり方について」（平成27年9月健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会報告書））

① 地域における連携体制の構築

（医療機関への受診勧奨やその他の関係機関への紹介）

- 一般用医薬品等に関する相談を含め、健康の維持・増進に関する相談を受けた場合には、かかりつけ医への受診勧奨やその他の多職種や関係機関（医療機関等かかりつけ薬局として連携している機関のほか、健診や保健指導の実施機関、市町村保健センターその他の行政機関、介護保険法における介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等）への紹介を行うこと。
- かかりつけ医がいる場合や健診を受けている医療機関がある場合には、利用者の了解を得た上で、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応することが求められ、特に一般用医薬品による対応が困難であることが疑われる場合などに、かかりつけ医と連携して状況を確認するとともに、受診勧奨を適切に実施すること。
- 住民からの健康の維持・増進に関する相談に適切に対応し、受診勧奨や紹介等を円滑に行えるようにするため、薬局で行う健康サポートの内容に応じて、連携が必要となる薬剤師以外の多職種や関係機関に対し、薬局の取組内容や必要に応じて紹介等を行う旨を説明し、了解を得るなど、あらかじめ、顔の見える関係、連携体制を構築しておくこと、その上で、連絡・紹介先のリストを作成すること。また、当該リストには、紹介方法の手順などを具体的に盛り込むことが望まれること。
- 受診勧奨や紹介の際には、利用者の同意が得られた場合には、必要な情報を紹介先の医療機関等に文書（電子媒体を含む。）により提供すること。
- さらに、地域包括ケアシステムの一員として役割を発揮するため、かかりつけ薬剤師には地域ケア会議など多職種が参加する会議に積極的に出席し、薬学的見地から意見を述べることを望まれる。

（地域における健康の維持・増進のための各種事業への参加）

- 地域の行政、関連団体と連携するために、健康の維持・増進の各種事業への参加も重要であること。
- このため、地域の薬剤師会と密接な連携が取れていること。
- さらに、地域の医師会、歯科医師会、看護協会、栄養士会、介護支援専門員協会等に連携・協力し、地域の行政や医師会等が実施・協力する健康の維持・増進やその他各種事業等（くすり教育等の啓発活動、多職種との研修事業など）に主体的に参加し、健康の維持・増進に貢献すること。

健康サポート機能を有する薬局の機能について

（「健康サポート薬局のあり方について」（平成27年9月健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会報告書））

⑤ 要指導医薬品等の取扱い

- 利用者が相談しやすい環境を作り、地域住民のニーズに対応するためには要指導医薬品等や衛生材料、介護用品等について、利用者自らが適切に選択できるよう供給機能や助言の体制を有していること。そのため、基本的な薬効群を原則としつつ、地域の実情に応じて、当該薬局において供給すること。
- その際に、かかりつけ医との適切な連携や受診の妨げとならないよう、要指導薬品等の相談を受けた場合の受診勧奨の基準を遵守するなど、適正な運営を行っていること。
- また、要指導医薬品等や健康食品等については、利用者自らが適切に選定することが大事である。そのため、それに関する相談を受けた場合には、利用者の状況や要指導医薬品等や健康食品等の特性を十分に踏まえ、専門的知識に基づき説明すること。

⑥ 開局時間

- 地域住民が相談したいと思って薬局に行っても、薬局が開局していなければ、意味がないため、地域における健康サポート機能を有する薬局として、平日に一定時間以上連続して開局していること。
- また、平日仕事をしている社会人の相談に応じるため、土日にも一定時間開局していること。

⑦ 健康相談・健康サポート（抜粋）

（健康サポートに関する具体的な取組の実施）

- 率先して地域住民の健康サポートを積極的かつ具体的に実施するという役割を踏まえ、自発的に健康サポートの具体的な取組を実施していること。（例えば、薬剤師による薬の相談会の開催や禁煙相談の実施、健診の受診勧奨や認知症早期発見につなげる取組、医師や保健師と連携した糖尿病予防教室や管理栄養士と連携した栄養相談会の開催などが挙げられる。）
- また、地域の薬局の中で、健康サポートのリーダーシップを発揮するよう、地域の薬剤師会等を通じて、自局の取組を発信したり、必要に応じて、地域の薬局の取組を支援すること。

（健康の維持・増進に関するポスター掲示、パンフレット配布）

- 地域住民に健康情報を意識してもらうため、国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の維持・増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布により、啓発活動に協力すること。

薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ（抜粋）

（令和4年7月）

1. 対人業務の更なる充実（抜粋）

- 現状の薬局薬剤師の業務は、処方箋への対応（対物業務や、処方確認・服薬指導等の対人業務）が中心であるが、処方箋受付時以外の対人業務（調剤後のフォローアップやポリファーマシー等の対応）や、セルフケア、セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務等の充実が求められる。
- 対人業務や健康サポート業務が充実していくことを通じ、薬剤師・薬局が果たす役割が認知され、患者がかかりつけ薬剤師・薬局を持つ利点を実感し、かかりつけ薬剤師・薬局が普及していくという好循環を目指していく必要がある。

4. 地域における薬剤師の役割（抜粋）

（2）健康サポート機能の推進

- 地域における薬局の役割として、住民の健康維持・増進を支援する取組も期待されており、要指導・一般用医薬品の情報提供を含め、気軽に住民等が健康相談等できるよう、健康サポート機能の強化が必要である。
- かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局として、平成28年10月に健康サポート薬局の届出制度が開始された。しかしながら、届出数は少なく、令和元年の薬機法改正の附帯決議においても、「健康サポート薬局の届出数が少数にとどまっている現状を踏まえ、その要因を分析して検討し、必要な対策を講ずること。」とされている。
- 内閣府の調査では、健康サポート薬局の認知度は約8%と極めて低い。また、健康サポートという言葉は抽象的であり、住民にとって何をアウトカムにしているのかが不明確である。このため、健康サポート機能の目的を明確にするとともに、その機能が住民にどのような影響を与えているかエビデンスを収集し、その効果を住民に周知すべきである。
- また、健康相談等の健康サポート機能が患者に認知され、またその取組が地域全体に普及するためには、個々の薬局の取組だけではなく、自治体等と連携した地域全体の取組を行うべきである。
- なお、このような活動の具体例としては、
 - ・自治体や保険者が行う健康づくりのための事業
 - ・要指導・一般用医薬品の購入希望者への必要な受診勧奨
 - ・糖尿病の重症化予防
 - ・禁煙支援等の健康増進の施策などが考えられる。

参考) 現行要件における要望事項

現行の健康サポート薬局や認定薬局の要件においては、具体的に下記の点を要望したく、今後、それぞれの要件を検討する際には考慮いただきたい。

- 地域支援体制加算届出薬局においては、健康サポート薬局や認定薬局の要件と重複する部分について、同加算届出をもって要件を満たすこととする等、**申請手続きを簡略化**すること。
- 夜間・休日対応の観点も含めOTC等販売体制、品目の検討は必要であるが、「**基本的な48薬効群**」の**配置を義務付ける等の経済規制**は、市場の需要に応ずることでは不足なのかをエビデンスを持って立証すべきであり、立証困難な場合は**廃止もしくは緩和**すること。なお、仮に普段需要がなく、備蓄がない品目に関して患者や地域住民から求められた場合においても、郵送または、在庫状況などを確認の上、他薬局紹介等にて速やかに対応することは十分可能である。
- 産休育休取得やワークライフバランスを阻害する当該薬局への**在籍期間や、常駐といった要件**は、在籍の長短等が患者のメリットにつながったのか立証すべきであり、立証困難な場合は制度を運用していく**現場の実情や持続性を鑑みて、廃止もしくは緩和**すること。なお、仮に要件を満たす薬剤師が不在となる僅かな時間が発生した場合においても、オンライン等、サービス提供方法も多様化していることから相談者等のニーズに対応することは十分可能である。